

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金 (労働者を雇用する事業主の方向け) <4月以降分>

令和2年4月1日から6月30日までの間に、以下の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、**有給(賃金全額支給)の休暇(労働基準法上の年次有給休暇を除く)**を取得させた事業主についても助成金の対象となります！

- ① 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドライン等に基づき、臨時休業等をした小学校等に通う子ども
- ② 新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休む必要がある子ども

*詳細は裏面をご参照ください

事業主の皆様におかれては、**本助成金を活用して有給の休暇制度を設けていただき、年休の有無にかかわらず利用できるようにすることで、保護者が希望に応じて休暇を取得できる環境を整えていただけるよう**お願いします。

【助成内容】

- **有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10**

具体的には、対象労働者1人につき、対象労働者の日額換算賃金額(※)×有給休暇の日数により算出した合計額を支給します。

※各対象労働者の通常の賃金を日額換算したもの(8,330円を超える場合は8,330円)

【申請期間】

- 令和2年4月15日頃に支給要領等の公表、申請受付開始の予定です。

①具体的な手続きは追って公表いたします。

②お問い合わせについては、下記のフリーダイヤル(コールセンター)まで

0120-60-3999 (受付時間: 9:00~21:00 ※土日・祝日含む)

※ 詐欺にご注意ください。国や委託事業者から、助成金の相談について電話等で勧誘することはありません。また、振込先、口座番号やその他の個人情報をご本人の方に電話等で問い合わせることはありません。

①新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子ども

- 「臨時休業等」とは

➡ **新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校等が臨時休業した場合、自治体や放課後児童クラブ、保育所等から利用を控えるよう依頼があった場合**が対象となります。
なお、保護者の自主的な判断で休ませた場合は対象外です。(※ただし、学校長が新型コロナウイルスに関連して出席しなくてもよいと認めた場合は、3月以前分についても対象です。)

- 「小学校等」とは

➡ **小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校**(幼稚園又は小学校の課程に類する課程を置くものに限る。)、**特別支援学校**(全ての部)
★ 障害のある子どもについては、中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、各種学校(高等学校までの課程に類する課程)等も含む。
・ **放課後児童クラブ、放課後等デイサービス**
・ **幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子どもの一時的な預かり等を行う事業、障害児の通所支援を行う施設等**

②新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休む必要がある子ども



- (ア) **新型コロナウイルスに感染した子ども**
- (イ) **新型コロナウイルスに感染したおそれのある子ども**(発熱等の風邪症状、濃厚接触者)
- (ウ) **医療的ケアが日常的に必要な子ども又は新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患等を有する子ども**

※ 学校の場合は、校長が出席を停止し、又は出席しなくてもよいと認めた場合をいいます。

③対象となる保護者



- ・**親権者、未成年後見人、その他の者（里親、祖父母等）**であって、**子どもを現に監護する者**が対象となります。
- ・上記のほか、**各事業主が有給休暇の対象とする場合は、子どもの世話を一時的に補助する親族も含まれます。**

④対象となる有給の休暇の範囲

○土日・祝日に取得した休暇の扱い

「①に該当する子ども」に係る休暇の対象は以下のとおりです。

- ・学校：**学校の元々の休日以外の日**（※日曜日や春休みなど元々休みの日は対象外）
- ・その他の施設（放課後児童クラブ等）：**本来施設が利用可能な日**

「②に該当する子ども」に係る休暇の対象は以下のとおりです。

- ・元々の休日にかかわらず、令和2年4月1日から同年6月30日までの間は**全ての日**が対象

○半日単位の休暇、時間単位の休暇の扱い

- ・**対象**となります。

なお、勤務時間短縮は所定労働時間自体の短縮措置であり、休暇とは異なるため対象外となります。

○就業規則等における規定の有無

- ・休暇制度について就業規則や社内規定の整備を行うことが望ましいですが、**就業規則等が整備されていない場合でも要件に該当する休暇を付与した場合は対象**となります。

○年次有給休暇や欠勤、勤務時間短縮を、事後的に特別休暇に振り替えた場合の扱い

- ・対象になります。（ただし、事後的に特別休暇に振り替えることについて労働者本人に説明し、同意を得ていただく必要があります。）

○労働者に対して支払う賃金の額

- ・年次有給休暇を取得した場合に支払う賃金の額を支払う必要があります。
（助成金の支給上限である8,330円を超える場合であっても、全額を支払う必要があります。）

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策

～妊娠中の女性労働者などへの配慮について～



感染が妊娠に与える影響

現時点では、新型コロナウイルスについては不明な点が多いですが、一般的に、妊婦の方が肺炎にかかった場合には、妊娠していないときに比べて重症化する可能性があります。

さらに、妊娠中の女性労働者は、新型コロナウイルス感染症の感染がひろがる現状の下で、不安をお持ちだと考えられます。

職場における配慮

パートタイム労働者、派遣労働者、有期契約労働者など、多様な働き方で働く人も含め、妊娠中の女性労働者に配慮いただき、例えば次のような取組の実施をお願いします。

- ①休みやすい環境の整備
 - ✓ 有給の特別休暇制度の導入など
- ②テレワークや時差通勤の積極的な活用の促進
- ③従業員の感染の予防のための取組 など

※このほか、妊娠中の女性労働者については、事業主は以下の措置などを講じる必要があります。こうした措置などについても引き続き、適切に講じて下さい。

■母性健康管理措置（男女雇用機会均等法）

- ✓ 医師などからの指導事項を守るための勤務時間の変更や勤務軽減などの措置（通勤緩和、休憩に関する措置、妊娠中の症状などに対応する措置）

■妊婦が請求した場合の時間外労働、休日労働、深夜業の制限など（労働基準法）

※高齢者や基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患など）を有する方は、重症化するリスクが高いと考えられていますので、同様に、休みやすい環境の整備などの取組の実施をお願いします。

○発熱時の留意点、企業の方が利用可能な制度などについては、裏面を参考にしてください

○なお、このリーフレットは、令和2年4月10日時点の情報や考え方をもとに作成しています。状況に変化があった場合は、随時お知らせします。

➡裏面に続く

◆ 発熱などがある場合

- 発熱、咳などの風邪症状がみられる方には、次のような対応をしてください。
 - ✓ 出勤免除の実施やテレワークの指示、外出自粛の勧奨
 - ✓ 風邪の症状や37.5度以上の発熱が**2日程度**続く場合や、あるいは強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合は、早めに帰国者・接触者相談センターに相談することを促すこと

◆ 企業の方が利用可能な制度など

<休みやすい環境の整備>

- 働き方・休み方改善コンサルタント（都道府県労働局雇用環境均等部（室）に配置）
 - ✓ 就業規則の定め方など、特別休暇の導入に当たってのご相談を受け付けています。
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijunkyou/0000165088.pdf>
- 働き方改革推進支援助成金（職場意識改善特例コース）
 - ✓ 新たに特別休暇の規定を整備した中小企業事業主を支援する助成金制度です。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/syokubaisiki.html
- 雇用調整助成金の特例措置の拡大
 - ✓ 事業活動の縮小を余儀なくされた事業主を対象とした雇用調整助成金については、解雇等を行わない場合の休業手当に対する助成率を最大9/10に引き上げています。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pagel07.html
- 小学校休業等対応助成金
 - ✓ 小学校休業等により子の世話をする保護者に有給の休暇を取得させた企業を支援する助成金制度です。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pagel07_00002.html



<テレワークや時差通勤の積極的な活用の促進>

- 働き方改革推進支援助成金（テレワークコース等）
 - ✓ 新たにテレワークを導入した中小企業事業主などを支援する助成金制度です。
（新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/syokubaisikitelework.html
（テレワークコース）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/telework_10026.html
- 時差通勤・フレックスタイム制
 - ✓ 労使の合意で始業、終業時刻を変更できますので、十分に話し合ってください。
 - ✓ フレックスタイム制の詳細や導入に関しては以下のURLをご覧ください。
<https://www.mhlw.go.jp/content/000476042.pdf>



◆ 従業員の感染の予防のための取組

■ 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- ✓ 新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大を防止するため、チェックリストを参考として、事業場の実態に即した、実行可能な感染拡大防止対策を検討してください。
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000617721.pdf>



※ 厚生労働省から労使団体への要請

厚生労働省から労使団体に対して、新型コロナウイルス感染症に関して、妊娠中の女性労働者への配慮がなされるよう、労使で十分に話し合い、安心して休暇を取得できる体制を整えていただくことなどを要請しました。

○令和2年3月31日

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000617718.pdf>



○令和2年4月1日

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10656.html



※ 新型コロナウイルス感染症に関して、下記に関する企業の方向けのQ&Aをホームページに掲載しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html

- ・ 風邪の症状がある方、感染が疑われる方への対応
- ・ 感染防止に向けた柔軟な働き方（テレワーク、時差通勤）
- ・ 雇用調整助成金の特例措置
- ・ 労働者を休ませる場合の措置（休業手当、特別休暇など）

など



2020年4月10日版

「働き方改革推進支援助成金」のご案内

新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークの新規導入や 特別休暇の規定整備に取り組む中小企業事業主を支援します！

「働き方改革推進支援助成金」（※令和2年度より「時間外労働等改善助成金」から名称変更）に新型コロナウイルス感染症対策を目的とした取組を行う事業主を支援する特例コースを時限的に設けています。

	新型コロナウイルス感染症対策のための テレワークコース	職場意識改善特例コース
対象事業主	新型コロナウイルス感染症対策として テレワークを新規（※）で導入する 中小企業事業主 ※試行的に導入している事業主も対象となります	新型コロナウイルス感染症対策として 労働者が利用できる特別休暇の規定を整備する 中小企業事業主
助成対象の取組	・テレワーク用通信機器の導入・運用 ・就業規則・労使協定等の作成・変更 等	・就業規則等の作成・変更 ・労務管理用機器等の導入・更新 等
主な要件	事業実施期間中に ・助成対象の取組を行うこと ・テレワークを実施した労働者が1人以上いること	事業実施期間中に新型コロナウイルスの対応として労働者が利用できる特別休暇の規定を整備すること
助成の対象となる事業の実施期間	令和2年2月17日～5月31日 〔 計画の事後提出を可能にし、2月17日以降の取組で交付決定より前のものも助成対象とします。 〕	
支給額	補助率：1／2 1企業当たりの上限額：100万円	補助率：3／4 ※事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は、4／5を助成 上限額：50万円

新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース

テレワーク相談センター

<https://www.tw-sodan.jp/>

電話：0120-91-6479

上記のフリーダイヤルがつかない場合には、以下の番号でも受け付けます。（5月31日まで）

電話：03-5577-4724、03-5577-4734

ただし、通信料は発信者負担になりますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

所在地：東京都千代田区神田駿河台1-8-11

東京YWCA会館3階

お問い合わせ先

職場意識改善特例コース

最寄りの

都道府県労働局雇用環境・均等部
又は雇用環境・均等室



ご利用の流れ、対象事業主の要件 等については裏面をご確認ください。

新型コロナウイルス感染症対策のための テレワークコース の助成内容

支給要件

令和2年2月17日～5月31日にテレワークを新規で導入し、実際に実施した労働者が1人以上いること

支給対象となる取組

テレワークの導入に関して、以下の取組をいずれか1つ以上実施してください。取組に要した費用を助成します。

☐	テレワーク用通信機器(※)の導入・運用 (例)・VPN装置 ・web会議用機器 ・社内のパソコンを遠隔操作するための機器、ソフトウェア ・保守サポートの導入 ・クラウドサービスの導入 ・サテライトオフィス等の利用料 など ※ パソコン、タブレット、スマートフォンの購入費用は対象となりません	☐	就業規則・労使協定等の作成・変更 (例) テレワーク勤務に関する規定の整備
		☐	労務管理担当者に対する研修
		☐	労働者に対する研修、周知・啓発
		☐	外部専門家(社会保険労務士など)によるコンサルティング

支給額

支給対象となる取組の実施に要した費用のうち、下の「対象経費」に該当するものについて助成します。

対象経費	助成額
謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、印刷製本費、備品費、機械装置等購入費、委託費	対象経費の合計額 × 1/2 (100万円が上限)

職場意識改善特例コース の助成内容

支給要件

令和2年2月17日～5月31日に新型コロナウイルスの対応として労働者が利用できる特別休暇の規定を整備すること

支給対象となる取組

新型コロナ感染症対策として休暇の取得促進に向け、以下の取組をいずれか1つ以上実施してください。取組に要した費用を助成します。

☐	就業規則等の作成・変更	☐	外部専門家(社会保険労務士など)によるコンサルティング
☐	労務管理担当者・労働者に対する研修	☐	人材確保に向けた取り組み
☐	労務管理用機器の導入・更新	☐	労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新(パソコン等の購入費用は対象となりません)

支給額

支給対象となる取組の実施に要した費用のうち、下の「対象経費」に該当するものについて助成します。

対象経費	助成額
謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、広告宣伝費、印刷製本費、備品費、機械装置等購入費、委託費	対象経費の合計額 × 3/4 (50万円が上限) ※事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は、4/5を助成

※同一の措置内容については、2つのコースから助成金の支給を受けることはできません。

対象となる中小企業事業主

労働者災害補償保険の適用中小企業事業主であること

中小企業事業主の範囲		
AまたはBの要件を満たす企業が中小企業になります		
業種	A. 資本または出資額	B. 常時使用する労働者
小売業 (飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

ご利用の流れ

1 「**交付申請書**」を事業実施計画書などの必要書類とともに、テレワークコースはテレワーク相談センターに、職場意識改善特例コースは最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部(室)に提出(締切は**5月29日(金)**)

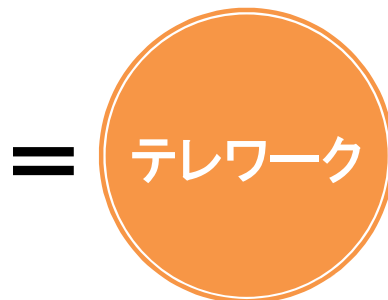
2 **交付決定**
これから取組を実施する場合は、計画に沿って取組を実施
※要件に合致する場合は、2月17日以降交付決定までの取組も助成対象となります。

3 取組終了後、テレワークコースはテレワーク相談センターに、職場意識改善特例コースは最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部(室)に**支給申請**(締切は**7月15日(水)**)

「働き方改革推進支援助成金^(※1)」のご案内 (テレワークコース)

労働時間等の設定の改善^{※2}及び仕事と生活の調和の推進のため、
**在宅またはサテライトオフィスにおいて就業するテレワークに取り組む
中小企業事業主を支援します！**

- 社員の育児や介護と仕事の両立を支援したい
- 社員の通勤負担を軽減したい
- ワーク・ライフ・バランスを推進して社員のやる気をアップさせたい
- 優秀な人材を確保したい



※1 令和2年度より、「時間外労働等改善助成金」から名称変更しました。

※2 「労働時間等の設定の改善」とは、各事業場における労働時間、年次有給休暇等に関する事項について労働者の生活と健康に配慮するとともに、多様な働き方に対応した、より良いものとしていくことをいいます。

支給対象となる取組

テレワークの導入・実施に関して、以下の取組をいずれか1つ以上実施してください。取組に要した費用を助成します。

☐	テレワーク用通信機器^(※)の導入・運用 (例) ・VPN装置 ・web会議用機器 ・社内のパソコンを遠隔操作するための機器、ソフトウェア ・保守サポートの導入 ・クラウドサービスの導入 ・サテライトオフィス等の利用料 など ※ パソコン、タブレット、スマートフォンの購入費用は対象となりません	☐	就業規則・労使協定等の作成・変更 (例) テレワーク勤務に関する規定の整備
		☐	労務管理担当者に対する研修
		☐	労働者に対する研修、周知・啓発
		☐	外部専門家(社会保険労務士など)による導入のためのコンサルティング

支給額

支給対象となる取組の実施に要した費用のうち、下の「対象経費」に該当するものについて、成果目標の達成状況[※]に応じて助成します。※成果目標・評価期間は裏面参照。

対象経費	助成額
謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、印刷製本費、備品費、機械装置等購入費、委託費 (注) 契約形態が、リース契約、ライセンス契約、サービス利用契約などで「評価期間」を超える契約の場合は、「評価期間」の間の経費のみが対象	対象経費の合計額 × 補助率 (上記の額を超える場合は 上限額 ※) ※「1人当たりの上限額」×対象労働者数 又は 「1企業当たりの上限額」のいずれか低い方の額

成果目標の達成状況	達成	未達成
補助率	3/4	1/2
1人当たりの上限額	20万円	10万円
1企業当たりの上限額	150万円	100万円

<支給額の例>

労働者100人の企業で、
総務、経理部門5人に1人当たり30万円の機器を導入する場合
 所要額 30万円×5人 = 150万円
 ○成果目標達成の場合 → 20万円×5人=100万円を助成
 ○成果目標未達成の場合 → 10万円×5人=50万円を助成

※ 成果目標、ご利用の流れ、対象事業主の要件 等については裏面をご確認ください。



成果目標と評価期間

成果目標

本助成金の「支給対象となる取組」を実施するにあたっては、以下の「成果目標」をすべて達成することを目指してください（達成状況に応じて支給額が変わります）。

- ① 評価期間に1回以上、対象労働者全員に、在宅またはサテライトオフィスにおいて就業するテレワークを実施させる
- ② 評価期間において、対象労働者が在宅またはサテライトオフィスにおいてテレワークを実施した日数の週間平均を、1日以上とする
- ③ 所定外労働の削減について、労働者の月間平均所定外労働時間数を前年と比較して5時間以上削減させる

評価期間

上記「成果目標」を達成したかどうかは、事業実施期間（交付決定の日から令和3年2月15日まで）中の、1か月から6か月の期間で設定する「評価期間※」で判断します。
※評価期間は申請者が事業実施計画を作成する際に自ら設定します。

ご利用の流れ

- ① 「働き方改革推進支援助成金交付申請書」を事業実施計画書などの必要書類とともに、テレワーク相談センターに提出（締切は12月1日（火））
※ 後日、厚生労働省から交付決定通知書が送付されます

- ② 交付決定後、提出した計画に沿って取組を実施

- ③ 事業実施期間終了後、テレワーク相談センターに**支給申請**（締切は3月1日（月））
※ 厚生労働省から支給されます

対象となる中小企業事業主

- ① テレワークを新規で導入する中小企業事業主

※ 試行的に導入している事業主も対象です

または

- ② テレワークを継続して活用する中小企業事業主

※ 過去に本助成金を受給した事業主は、対象労働者を2倍に増加してテレワークに取り組む場合に、2回まで受給が可能です

中小企業事業主の範囲

AまたはBの要件を満たす企業が中小企業になります

業種	A. 資本または出資額	B. 常時使用する労働者
小売業 (飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

お問い合わせ先

テレワーク 相談 検索

<https://www.tw-sodan.jp/>

テレワーク相談センター

<https://www.tw-sodan.jp/>

電話：0120-91-6479

（上記のフリーダイヤルがつかない場合には、以下の番号でも受け付けます。（5月31日まで）
電話：03-5577-4724、03-5577-4734
ただし、通信料は発信者負担になりますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

所在地：東京都千代田区神田駿河台1-8-11 東京YWCA会館3階

※ 働き方改革推進支援助成金テレワークコースに関する申請書やお問い合わせなどの受付は、厚生労働省委託事業テレワーク相談センター事業の受託者である、一般社団法人日本テレワーク協会により行われています。

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、 労働基準監督署への届出や申請は、 電子申請を利用しましょう！

労働基準監督署に来署いただくなくても手続きできます

労働基準法や最低賃金法に定められた手続きについては、労働基準監督署の窓口にお越しいただくことなく、**電子政府の総合窓口「e-Gov」**から、電子申請の利用が可能です。

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、多くの方が利用される労働基準監督署の窓口での届出・申請は避け、電子申請の利用を推奨します。

電子申請が直ちに利用できない場合は郵送による届出・申請も可能です。

届出・申請可能な主な手続

労働基準法に定められた届出 など	● 時間外・休日労働に関する協定届（36協定届） ● 就業規則の届出 ● 1年単位の変形労働時間制に関する協定届 など
最低賃金法に定められた申請 など	● 最低賃金の減額特例許可の申請 など

※ e-Gov電子申請システムはパソコンからのみご利用いただけます。

簡単・スマートに申請可能です

- インターネット上の様式に必要事項を入力し、電子署名を付してクリックするだけで手続きができます。
- 大量の書類への記入も、電子申請ならデータでスマートに処理できます。

導入も簡単です

- マイナンバーカードや住民基本台帳カード（以下「マイナンバーカードなど」といいます）を使うと、電子証明書の取得の手間や費用がかかりません。
- ※ ICカードリーダライタ（マイナンバーカードなどを読み込む機器）などが別途必要です。
- 労働基準法や最低賃金法に基づく届出や申請について、社労士が提出代行を行う場合、提出代行に関する証明書をPDF形式で添付することにより、使用者の電子署名及び電子証明書を省略することができます。

令和2年3月から、36協定・就業規則の本社一括届出の手続方式が変更され、36協定は最大30,000事業場、就業規則は最大2,500事業場について一度に申請可能になりました。

※ 申請ファイルには、ファイル数99個、1ファイル50MB、総容量99MBの上限があります。

電子申請の具体的な利用方法は裏面をご確認ください



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

電子申請の方法

電子政府の総合窓口「e-Gov（イーガブ）」のホームページから電子申請が利用できます。

○ ホームページは

⇒

e-Gov



を検索してください。



電子申請の利用には事前準備が必要です。詳しくは、

e-Gov 事前準備



を検索してください。

電子申請に関してご不明な点については、以下の問合せ先にご相談ください。

①：事前準備や操作方法などに関するお問い合わせ先

電子政府利用支援センター

■ 電話番号：050-3786-2225 (050ビジネスダイヤル)

050-3822-3345 (通話料金はご利用の回線により異なります。)

■ 受付時間：4～7月 平日 午前9時から午後7時まで

土日祝日 午前9時から午後5時まで

8～3月 平日・土日祝日 午前9時から午後5時まで

②：各届出などに関するお問い合わせ先

労働基準法などに基づく届出などについてご不明な点があれば、都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。

○ 【都道府県労働局及び労働基準監督署の連絡先等】

<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

③：電子申請の手続きや事前準備

電子申請やその事前準備は、電子政府の総合窓口「e-Gov（イーガブ）」でご利用いただけます。

<https://www.e-gov.go.jp/>

④：労働基準法などの手続きに関する電子申請についてのホームページ

労働基準法などの手続きに関する電子申請については、以下の厚生労働省ホームページにマニュアル、解説、関連する通達などを掲載していますので、ご参照ください。

○ ホームページは「労基法等 電子」で検索！ ⇒

労基法等 電子



<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184033.html>

○ 【厚生労働省ホームページの進み方】

「ホーム」>「政策について」>「分野別の政策一覧」>「雇用・労働」>「労働基準」>「事業主の方へ」>「労働基準法等の規定に基づく届出等の電子申請について」